

月次総会議事録

令和5年(第3回)加古川市農業委員会月次総会
令和5年3月24日(金)

加古川市役所北館4階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		
農林水産課			
農政係長	畑中 慎介	書記	河野 友博
事務員	若林 侑未		

現地調査(東地区)

3月17日(金) 午前9時30分から
藤本副会長、井郷総務委員長、山本委員、堀本委員 事務局2名

現地調査(西地区)

3月17日(金) 午後1時30分から
藤本副会長、井郷総務委員長、佃委員、前田委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第3回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 18名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、8番 丸山 良作委員、12番 前田 祥道委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第23号を議題といたします。
議案第23号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め
ること。

1 加古川町大野 []、[] 平米。[] さん 外1名から、[]
[] さんへ。

2 平岡町山之上 []、[] 平米。[] さんから、[]
[] さんへ。使用貸借権設定。

3 平岡町山之上 []、[] 平米。[] さんから、[]
[] さんへ。

4 平荘町小畑 []、[] 平米 外6筆、計 [] 平米。[]
[] さんから、[] さんへ。

議案書2ページをご覧ください。

5 志方町廣尾■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

6 志方町西中■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■株式会社へ。

なお、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られること、及び6番については、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第23号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第23号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第23号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第24号を議題といたします。

議案第24号の10件については、2月13日から3月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第25号を議題といたします。

議案第25号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書6ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町神野■■■■、■■■■平米、他2筆、計■■■■平米。■■■■さん。太陽光発電設備設置用地。

2 神野町神野■■■■、■■■■平米。■■■■さん。太陽光発電設備設置用地。

3 神野町神野■■■■、■■■■平米。■■■■さん。太陽光発電設備設置用地。

4 神野町神野■■■■、■■■■平米。■■■■さん。太陽光発電設備設置用地。

議案書7ページをご覧ください。

5 西神吉町中西■■■■、■■■■平米。■■■■さん。露天資材置場用地、始末書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3～4ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から4番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号3番 藤田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年3月17日、調査者は、藤本副会長、井郷総務委員長、前田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第25号の1番。申請の土地の位置は神野の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田・水路、南が道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。

次に、議案第25号の2番。申請の土地の位置は神野の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が田、南が田、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。

次に、議案第25号の3番。申請の土地の位置は神野の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が水路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。

次に、議案第25号の4番。申請の土地の位置は神野の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が水路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。以上4件、地元立会委員は、坂田委員、石見推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

山本委員 議席番号6番 山本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年3月17日、調査者は、藤本副会長、井郷総務委員長、堀本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第25号の5番。申請の土地の位置は中西の西、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、佐伯委員、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第25号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第25号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第25号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第26号を議題といたします。
議案第26号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。露天駐車場用地。

2 野口町水足 []、 [] 平米。 [] さんから、有限会社 [] へ。露天資材置場用地、露天駐車場用地。

3 八幡町上西条 []、 [] 平米 他1筆、計 [] 平米。 []

さんから、[]さんへ。一般住宅用地、建築許可申請併願。

4 西神吉町辻 []、[]平米。[]さんから、株式会社 []へ。露天資材置場用地。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号12番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年3月17日、調査者は、藤本副会長、井郷総務委員長、佃委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第26号の1番。申請の土地の位置は石守の中、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が公園、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、坂田委員、石見推進委員でした。

次に、議案第26号の2番。申請の土地の位置は水足の北、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が雑種地、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、田川委員、橘推進委員でした。

次に、議案第26号の3番。申請の土地の位置は上西条の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が道路、南が宅地、北が水路・道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、馬田委員、八代醒推進委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀本委員 議席番号2番 堀本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年3月17日、調査者は、藤本副会長、井郷総務委員長、山本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第26号の4番。申請の土地の位置は辻の西、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が田、西が雑種地、南が道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、佐伯委員、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第26号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第26号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第26号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第27号を議題といたします。

議案第27号の2件については、2月13日から3月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第28号を議題といたします。

議案第28号の18件については、2月13日から3月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第29号を議題といたします。

議案第29号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書13ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地、または借り受けしている農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第29号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。借受人■■■■さん、所有者■■■■さん。農作物集荷場、トイレ。事実確認のため。

2 西神吉町西村■■■■、■■■■平米。■■■■さん。農業用倉庫。事実確認のため。

なお、これらの案件については、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 6 ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀本委員 議席番号 2 番 堀本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 5 年 3 月 17 日、調査者は、藤本副会長、井郷総務委員長、山本委員と私、事務局 2 名の、合計 6 名で実施しました。

議案第 29 号の 1 番。申請の土地の位置は井ノ口の中、申請地には農作物集荷施設とトイレが建っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、井相田委員、藤野推進委員でした。

次に、議案第 29 号の 2 番。申請の土地の位置は西村の北、申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、佐伯委員、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第 29 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第 29 号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めま。議案第 29 号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたしま。

議長 次に、議案第 30 号を議題といたしま。

議案第 30 号の 10 件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたしま。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第 31 号を議題といたしま。

議案第31号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の若林と申します。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書19ページ、審議参考資料7ページから12ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数8戸。農地の中間的受け皿となる戸数1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する戸数53戸。筆数88筆、面積109,610平米です。

続きまして、20ページから22ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書23ページ以降の各筆明細をご高覧ください。

以上、概要説明とさせていただきます。

議長 諮問原課の議案朗読及び概要説明は終わりました。

ここで、議案第31号のうち各筆明細3番から13番については、佐伯眞究委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、佐伯委員に退席を願い、先に審議を行います。それでは、佐伯委員の退席をお願いします。

(佐伯 眞究 委員 退席)

議長 それでは、議案第31号のうち各筆明細3番から13番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書23ページから24ページの各筆明細3番から13番の案件につきましては、貸す者11人、公益社団法人 ひょうご農林機構を介して、借りる者 農事組合法人 [REDACTED] です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料7ページ及び8ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第31号のうち各筆明細3番から13番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第31号のうち各筆明細3番から13番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第31号のうち各筆明細3番から13番について、原案のとおり決定いたします。

それではここで、佐伯 眞究委員に着席願います。

(佐伯 眞究 委員 着席)

議長 次に、議案第31号のうち、各筆明細3番から13番を除く、1番から57番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書23ページから28ページの各筆明細3番から13番を除く案件につきましては、貸す者42人、借りる者7人です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料7ページから12ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第31号のうち、各筆明細3番から13番を除く、1番から57番について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。16番から29番まで、■■■■さんに利用権を設定しようという計画があがっていますが、次の議案で■■さんの農業経営改善計画が出てきます。農林水産課から諮問を受けてこの後審議をするんですが、4月1日から利用権が開始するということで、今日が3月24日ですので、経営改善計画の認定の時期とこの利用権の設定の時期に齟齬がないように周知していただければ審議しやすいと思いましたので、そういう案件を含んでいるということだけ、私の方から説明をさせていただきました。以上です。

議長 ほかにございませんか。

意見なし

議長 ほかにご意見がないようですので、議案第31号のうち、各筆明細3番から13番を除く、1番から57番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第31号のうち、各筆明細3番から13番を除く、1番から57番について、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第32号を議題といたします。

議案第32号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。よろしくお願いたします。はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。

この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第4項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第32号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案30ページ及び審議参考資料の13ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。

申請者の住所は、XXXXXXXXXX。申請者は、XXXXXXXXXX様です。XXXXXXXXXX様は、来年度より地域の農地を集積し、経営規模を拡大していく予定で、この度、認定農業者となるために農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案31ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、稲作です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。水稻の現状は、作付面積180a、生産量8.1tで、目標は作付面積2,000a、生産量80tです。

続きまして、議案32ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。現在は小型機械を使用していますが、今後

は作業効率を考え高性能農業機械の導入により作業時間の短縮・効率化を実現し耕作面積を増やします。また、緑肥の使用で経費削減に努めます。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。現在小規模経営のため数値を細かく管理していませんが、今後はパソコンによる経営管理や複式簿記を導入し、原価意識を身につけます。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。現状は兼業の為、休日の空いた時間に作業を行っています。今後は面積拡大にともない作業時間が増えていきます。収穫時期が分散できるよう作付け品種を選定します。生産力も向上させ業務過多にならないように心がけ、持続可能な作業体系を実践していきます。最後に⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。現状、融資は受けていませんが、今後スーパーL資金による借り入れをし、投資と回収のバランスを考えた経営を実践します。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。■■■■氏の農業経営改善計画について、令和5年3月17日、農業委員室にて聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。聞き取りは、井郷総務委員長、山本委員及び私、また農業委員会事務局3名、農林水産課職員2名の計8名で、本人から経営の現状・今後の計画内容について聞き取り調査を行いました。

まず、■■■■氏が、■■■■に居住しているのに、なぜ加古川市長あてに農業経営改善計画認定申請がなされたかについて報告します。■■氏の農業経営は加古川市内で行われており、今後とも利用権の設定等、加古川市内で規模拡大を図ろうと計画していることから、加古川市長へ認定申請がなされました。また、■■氏は、現在■■■■の教員をされていますが、2008年から5年間、当時の農事組合法人 八幡宮農組合の従業員として勤務していたこともあり、稲・麦・大豆など土地利用型農業や大規模農業機械の操作や農作業の経験や技術を有していることもあり、現在取り組んでいる稲作経営の規模拡大を加古川市内で行う計画となっています。なお、当面は、■■教員との兼業で取り組み、規模拡大に合わせ、農業に専従する計画となっています。

計画内容は、稲作の経営類型で規模拡大を目指す計画となっています。具体的には、稲作の規模を1.8haから20haへ拡大。西神吉町大国で現経営を主にやっていますが、志方町の成井や西中で借地による規模拡大を図る計画となっています。水稻品種の拡大による作業分散をやっというこことで、現在の2品種、キヌムスメ、ピカマルに加え、早生で多収量のミ

ドリユタカの導入するような計画となっています。化学肥料が高騰する中で、鶏糞の元肥利用やヘアリーベッチ栽培による生産コストの低減を実施する計画となっています。販路は飲食店への直接販売による有利販売を行っていますが、現在3店舗ですが営業努力により、店舗販売の拡大と全量直売を目指すこととなっています。政策公庫資金のスーパーL資金借り入れによる高性能機械、具体的にはトラクターを70馬力に更新したり、乾燥調製施設の増設に伴う農作業場の増築などを計画されています。

以上のような計画を実施することにより、計画期間満了時の令和10年には、 円の所得を確保する目標となっており、加古川農業改良普及センターからの指導も受けており、上記の技術改善やコスト低減を図れば、目標達成可能な農業経営改善計画となっており、その計画は適正なもの判断します。

なお、このヒアリングに際し、井郷総務委員長や山本委員からは、地域の農業団体や水利組合とも相談を重ね、連携して、着実な農業経営の規模拡大や将来を見据えた農業者年金への加入などの助言がありました。

以上、聞き取り調査の結果報告とします。よろしくご審議の程お願いします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第32号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第32号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第32号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時12分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和5年3月24日

署名委員（8番）

署名委員（12番）